

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐一

事務所 水戸市宮町2-3-102  
 〒310-0015 梅善ビル2・3階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

その関与先は、ある物質を「抗菌の常識」として誰にでも知られる存在にするという夢があります。

ワカメなどの海藻類に多く含まれる天然成分であるヨウ素。アルコールと並ぶ除菌力で効果は最大1ヶ月以上あります。

人肌にも優しい安全性で抗菌スプレーやマスク、家畜の伝染病予防剤に生まれ変わりました。「強くて優しい」「安定した穏やかな性質」、それがヨウ素です。

奇しくも、私が大学3年から住んでいた長屋の跡地にその関与先の建物があります。

そんな出会いを縁と呼びます。

## 私の書棚より

○トップが仕事をする上で一番大事なことは、「部下ができないこと」をやれるかどうかです。部下との人間関係というのは、組織マネジメントにおいて決定的な要因ではない。

○リーダーは大きな方針やビジョンを打ち出すことが大事ですが、それだけでは物事が実現できるわけではありません。組織を動かして実行するには、実行プラン（工程表）が必要です。

「実行力」

橋下徹著 PHP新書

## 税務アンテナ

□令和4年度税制改正大綱がとりまとめられました。

住宅ローン控除は、令和7年12月31日まで4年延長され、控除率は住宅借入金残高の0.7%、控除期間は原則13年、所得要件が2,000万円に引き下げられています。

住宅取得資金の贈与税非課税措置は、令和5年12月31日まで2年延長され、耐震、省エネ、バリアフリーの住宅で1,000万円、これら以外の住宅で500万円、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられています。また、交際費等の損金不算入制度と中小法人の損金算入の特例、中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入が2年延長されています。

□所得税の青色申告の承認を受けるには、その年の3月15日まで（その年の1月16日以後新たに事業を開始したときは2ヶ月以内）に納税地の税務署長に青色申告承認申請書を提出しなければなりません。

青色申告者の特典は、事業所得又は事業と認められる不動産所得で、正規の簿記の原則に従って、損益計算書に加えて貸借対照表を添付した場合に55万円、電子申告で65万円、それ以外の場合は10万円が特別に控除されます。他に、青色専従者給与や少額減価償却資産の必要経費の算入、損失額の3年間繰越控除等があります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 1月の税務スケジュール

10日	○12月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
20日	○特例適用者の7~12月分の源泉所得税の納付
31日	○11月決算法人の確定申告 ○3年5月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 ○1月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『運というのは、運をつかむために自らをコントロールしている人のもとにしか来ない』 by 佐々木洋